

令和7年第9回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和7年9月25日（木） 13時31分開会
14時00分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	湯ノ口 繁生
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上園 浩司
学校給食センター所長	久保園 真弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・日程第1 議案第31号 北指宿中学校武道館改築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
 - ・日程第2 議案第32号 指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部改正について
 - ・日程第3 議案第33号 指宿市指定文化財の指定について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

（田之上教育長）

ただ今から、令和7年第9回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第8回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備しておりますので、ご覧ください。

項目1です。

8月27日、読書活動推進人材スキルアップ研修会に出席し、開会式の挨拶を行いました。南薩地区の読書活動を推進する関係者を対象に、県の読書活動推進計画の概要説明や、鹿児島国際大学の千々岩先生の講演、事例発表、ワークショップを通じた研修が行われました。

項目2、項目12です。

8月28日に市議会定例会本会議が開会し、9月17日から19日まで一般質問がございました。教育委員会には、6月にあった温泉排水路での死亡事故を受け、学校の通学路の安全対策や対応について、指宿商業高校の校舎外壁塗装工事等についての質問をいただきました。

項目3です。

8月29日、鰐地区の持続可能な集落づくりを担当している地域おこし協力隊員と、来年度に実施を予定している、鰐地区のスマ体験の協力についての協議を行いました。

項目4です。

同じく29日、文化財保護審議会答申書受渡し式があり、田代会長から答申書を提出いただきました。本日の会議で、審議をいただくことになっております。

項目5です。

9月2日、同じく来年度に実施を予定している、開聞岳登山の協力について、登山ガイドの川畑会長と協議を行いました。

項目6です。

9月3日、日本建築学会九州支部都市計画委員会夏季セミナー㏌指宿に出席いたしました。建築や都市計画を学ぶ九州管内の大学生が集まり、指宿市の海岸整備等、まちづくりについての提言がありました。

項目7です。

9月5日、松下尚明氏が市長表敬訪問され、あしたの日本を創る運動推進功労表彰会長賞受賞報告会に出席いたしました。松下さんの長年の功績に対する受賞の報告会で、25年にわたる歴史講座の講師等、市民の生涯学習の貢献、地域づくりへの尽力に対して表彰されたことをお聞きしました。

項目8です。

9月6日、指宿商業高等学校の第78回体育祭を視察いたしました。暑い中での開催となりましたが、高校生と職員が一体となった体育祭でございました。

項目9です。

9月7日、指宿高等学校の第78回体育祭を視察いたしました。指宿高校が指宿総合体育館を利用して、初めて行った体育祭でした。空調のある中で、プログラム等の工夫をしながら、安全に実施をされておりました。

項目10です。

同じく7日、指宿市総合防災訓練が行われ、副本部長として参加しました。関係各機関や住民も参加する、大規模で実践的な訓練でした。災害に備える市民の意識が高まる機会となったと思います。

項目11です。

9月12日、柳田小学校で教育実習生との面談を行いました。県外の大学に通っている学生で、卒業後は鹿児島に戻り、教員になりたいということを聞き、是非大学で勉強して、鹿児島の教員となってくれることをお願いしました。

項目13です。

9月21日、中学校の体育大会を視察いたしました。北指宿中学校と南指宿中学校は仮設校舎があり、グラウンドが十分に使えない中での体育祭でしたが、工夫して盛大に行われておりました。

西指宿中学校は少人数ではありましたが、キビキビとした体育大会となっておりました。来年度は最後の体育大会ということで、盛大にやりたいという声も聞かれました。

開聞中学校はグラウンドが綺麗に整備されており、私もPTA種目の玉入れに参加させていただきました。

山川中学校は、保護者と3年生全員の綱引きが大いに盛り上がっておりました。

各中学校、熱中症の心配がなく、秋の気配を感じながら、生徒の一生懸命さが伝わってくる良い体育大会でした。教育委員の皆様も、ご出席ありがとうございました。

項目14です。

9月24日、秋の全国交通安全運動街頭キャンペーンに参加いたしました。これから日が沈む時間が早くなるため、児童生徒の下校時の安全について指導していきたいと考えております。

項目15です。

同じく24日、今年第2回になる木曜会が開催され、情報交換会を行いました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第31号、北指宿中学校武道館改築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第1、議案第31号、北指宿中学校武道館改築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

北指宿中学校武道館改築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

3ページをご覧ください。

当該請負契約につきましては、令和7年9月5日に条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしました。

契約の目的は、北指宿中学校武道館改築工事のうち建築工事で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は1億7,684万8,518円、契約の相手方は指宿市山川岡児ヶ水201番地5、株式会社常盤建設、代表者は代表取締役、尾辻憲昭であります。

工事の概要につきましては、北指宿中学校武道館は建築後43年が経過し、老朽化が進んでいることから、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画に基づき、既存の武道館を取り壊し、敷地内の別の場所に同規模の武道館を改築しようとするもので、工期につきましては、令和8年7月24日の完成を予定しているところであります。

本議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である北指宿中学校武道館改築工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を要することから、教育委員会の議決を求めるものであります。

北指宿中学校武道館改築工事は、建築工事のほか、電気設備工事及び機械設備工事があり、予定価格1億5,000万円以上である契約の締結につきましては、建築工事のみとなっているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第31号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第1，議案第31号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2，議案第32号、指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第2，議案第32号、指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、対象者のうち6割が絵本を受取にきていない現状を踏まえ、より多くの乳児及びその保護者が絵本を受け取れるよう、現在の市立図書館での配布のほか、教育委員会の主催事業などにおいて絵本を配布できるように、要綱の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第4条第4項の「絵本の配布は、指宿図書館又は山川図書館で行う。」を「第1項の規定にかかわらず、指宿市教育委員会が主催若しくは共催する事業又は市若しくは市内に住所を有する社会教育関係団体が主催する事業であって指宿市教育委員会が認める事業においては、対象者に絵本を配布することができるものとする。」に改めるものであります。

なお、附則において、施行期日を令和7年10月1日としております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

事業の対象を広くすることについては大いに賛成ですが、受取に来る人が少ないとということで、現状、乳幼児からのスマホ依存も深刻な問題となっていますので、全員に配布をして、是非図書館に行ってくださいという案内に、今後は移行させても良いのではないかと考えました。皆さん、検診で保健センターに行くわけですので、そちらでブックスタートの絵本と、その本を入れるような図書バッグ、図書館への案内や、お母さんたちのコミュニティがありますよというような案内も、そこに附隨させれば良いのではないかと考えましたので、またご検討ください。

(上園課長)

乳幼児健診等での配布も検討いたしました。しかし、絵本を配布するだけであれば可能ですが、健診のスケジュールの関係上、読み聞かせ体験までは難しいのが現状です。生涯学習課としましては、赤ちゃんに絵本を渡すだけではなく、読み聞かせを体験してほしいという思いがあるため、今後も、こども課と協議を継続し、乳幼児健診の場での配布を検討してまいりたいと思っております。

(福富委員)

他の市町村で、そのように対応している所はないのですか。

(上園課長)

他市の状況も調べまして、15市に問い合わせたところ、11市が乳幼児健診会場で配っているということでした。ただ、指宿市の場合は、読み聞かせに重きを置きたいという考え方で、読み聞かせをこうやってしていただきたいという指導を、お母さん方にしたいという思いが強く、今回このような改正をしたところです。

(福富委員)

またご検討ください。

(別府職務代理者)

絵本配布の機会が増えるということで良いことだと思います。この対象者である乳幼児や、保護者が参加する事業というのは、どのようなものが想定されるのでしょうか。

(上園課長)

この改正ができれば、近々では生涯学習フェスティバルを11月に開催しますが、そこで親子を集めるイベントを計画しております。また、子供関係の課が市役所にありますので、そちらの課とも打合せをして、ブックスタートの絵本を紹介できるような機会をつくりたいと考えているところです。

(中村委員)

私は乳幼児のボランティアをしていて、コンセプトが屋根のある公園ということで行っているのですが、そういったボランティアの場所に、こういったことを周知するようなことも今後される予定でしょうか。

(上園課長)

そのようなことも想定しているところです。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第32号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2、議案第32号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3、議案第33号、指宿市指定文化財の指定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第3、議案第33号、指宿市指定文化財の指定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の7ページをご覧ください。

指宿市文化財保護条例第4条の規定に基づき、別紙文化財を指宿市指定文化財に指定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第14号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市文化財保護条例第4条第1項において、教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを、有形文化財、無形文化財、有形民

俗文化財、無形民俗文化財、記念物の区分により、指宿市指定文化財に指定することができると規定されております。

8ページをご覧ください。

今回は、鰐窯跡を指宿市指定史跡に指定しようとするものであります。

市指定文化財の指定につきましては、条例第4条第4項で、教育委員会は、文化財を指定又は認定をしようとするときは、あらかじめ指宿市文化財保護審議会に諮問しなければならないと規定されていることから、去る8月8日に指宿市文化財保護審議会に諮問を行いましたところ、8月29日に同審議会から、9ページにありますとおり、答申書が提出されました。

その答申を受けまして、文化財鰐窯跡を指宿市指定史跡に指定しようとするものであります。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明をいたします。

(上園課長)

それでは、指宿市指定文化財の指定内容についてご説明いたしますので、資料の8ページをご覧ください。

今回の鰐窯跡の指定理由といたしましては、2. 評価をご覧ください。

(1) 鰐窯跡は、指宿市山川成川鰐地区に所在する明治末頃における短期間操業の窯跡である。窯構造は燃焼室と3つの焼成室からなる連房式登窯であり、色見孔や通焰孔（狭間）等の上部構造が地上に残存する点で稀少な事例である。

(2) 鰐窯跡の技術系譜は、窯構造・製品・窯道具との共通性から、明治期の苗代川に由来すると推測される。これは、この窯が明治末頃に苗代川からの移住者「伊集院どん」夫婦によって開窯されたとする伝承と整合するものであり、廃藩以後の鹿児島における近代陶磁器生産の具体相を明らかにする好事例である。

(3) 指宿・山川地区で採掘される白土は、古くより薩摩焼の原料として用いられている。鰐窯跡の製品には白色系素地が使用されていることから、本窯が開窯された目的は、指宿市で採れる白土を用いた製品開発であったと考えられ、火山由来の資源を有する指宿ならではの地域的特徴を有する事例として重要な文化財である。

指定理由は、以上になります。

11ページの写真が鰐窯跡の写真であります。

12ページが、所有者、三浦嘉津子氏の指定同意書の写しであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

山川出身ですが、白土が採取されるとは知らなかつたでした。今回、文化財に指定されるということですが、薩摩焼を作っていたということですね。鰻で体験教室を覗いた時に、秋月窯さんが以前、スメ広場のスメ窯の底に陶器の破片を埋め込んだのが縁で、ワークショップをそこで開いたと聞いたので、PRもすごくしてほしいと思いました。ご協力いただければ、白薩摩の破片を看板や何かのオブジェに貼り付ける感じで、アピールできたら効果的ではないかと思いましたので、またご検討ください。

(上園課長)

今、有難い意見をいただいたのですが、発掘調査で採取した白薩摩焼と思われる破片は、小さな破片で採取個数も少なく、また、発掘調査で出土した遺物については、その取扱いについて、文化庁から収蔵庫等で適切な保存管理をするよう全国に通知がなされていますので、破片で看板等を装飾するということは少し難しいと考えております。

(福富委員)

発掘された破片ではなく、既存の物で割れてしまった薩摩焼があれば、その窯元にご協力いただいて、そういうオブジェ等を作ったら、効果的にPRができるのではないかと考えましたので、ご検討ください。

(上園課長)

分かりました。

(中村委員)

現在も、この窯跡に入れたりはするのですか。

(上園課長)

その場所には入れますが、建物自体は倒壊寸前で、建物の体はなしていないので、できるだけ今の状態を保存できるようにということで、文化財に指定したところでございます。

(田之上教育長)

暫時休憩いたします。

(田之上教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第33号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第3、議案第33号は、提案のとおり可決することといたします。

以上で、本日、予定しておりました議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(濱崎委員)

先日、ネットニュースで見たことなのですが、授業時間の削減のため、2学期のスタートを後ろ倒しにしたという記事がございました。文科省の定める標準授業時数を超えていることへの対策であるということでしたが、鹿児島県も調べてみると平成6年に、この文科省の定める標準授業時数を小学校で35.4%，中学校で29.5%の学校が超えているという資料を見ました。そこで指宿の現状と、もし超過しているのであれば、今後の対策や進行中の計画を教えていただきたいです。

(船間課長)

授業時数の確保につきましては、各学校が教育課程のバランスを図りながら、適正確保に努めているところであります。文部科学省のほうから、標準授業時数と予備時数を合わせて、年間の総授業時数が1,086単位時間を超えないようにという通知を出してますが、指宿市内の小中学校を見ると、その1,086単位時間を超えている学校は1校もございませんので、適切に授業時数の確保を行っていると考えております。

(田之上教育長)

他に何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和7年第9回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。